

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成二十三年十二月六日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災からの復興と被災者の生活再建に資する観点から、震災特例税法の執行に当たっては、税制上の手続等をより簡便かつ公平に行い、被災地間で運用上の差異が生じないよう、十分に配慮すること。

右決議する。